　　　　　　　一般社団法人日本小児整形外科学会　委員会規程（案）

（目的）

第1条

この規程は、一般社団法人日本小児整形外科学会の定款（以下「定款」という）第10章委員会などに基づき、委員会に関する組織・運営などについて定めることを目的とする。

（種別）

第２条　　委員会の種別は次のとおりとする。

　　1．常置委員会：会務執行のための常設のものとして設置されるもの

　　2．特別委員会：会務執行上特別の事案などに対処するために時限的に設置されるもの

（設置）

第３条

常置委員会の設置・改廃は、理事長または理事3名以上の設置目的などを明記した提案により、理事会の議を経て決定する。

2．特別委員会の設置は、理事長または理事の設置目的・期間などを明記した提案により、理事会の議を経て決定する。ただし理事長は設置期間であっても目的を達成したものについては理事会の議を経て廃止することができる。

3．常置委員会を以下の委員会とする。

　　国際委員会

　　教育研修委員会

　　マルチセンタースタディ委員会

　　編集委員会

学会ありかた委員会

　　社会保険委員会

　　広報委員会

　　スポーツ委員会

　　用語委員会

　　財務委員会

　　倫理委員会

（委員会の構成と資格要件）

第４条

委員会の委員および委員長は、理事長の提案により、理事会で議決し、委嘱する。

委員長は評議員の中から選出する。

2．各委員会には1名以上の理事を含むこととする。各委員会に所属する理事のうち1名

を担当理事とし、委員会と理事会の情報伝達や調整の役割を負う。担当理事は理事会で

選出し委嘱する。委員長は担当理事が兼務することができる。

3．委員会には委員長の指名により副委員長を置くことができる。

委員会には担当理事および委員会の依頼により理事会の議を経て、2名以内のアドバイザーを置くことができる。

4．委員長は原則として2つの委員会の委員長を兼任することはできない。

5．委員の任期は2年とし再任を妨げない。ただし連続6年を越えることはできない。

6．アドバイザーの任期は最大1期2年までとする。

（職務）

第5条

委員会は、理事会から諮問された事項について、迅速かつ専門的に審議し、その結果を理事会に答申しなければならない。

（議決）

第6条

委員会は、委員現在の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

2．委員会の議決は、出席委員の3分の2以上の多数を必要とする。

（補則）

第7条

この規程に定めがなく、実施上補足を要する事項は、その都度理事会の定めるところによる。

（規程の変更）

第8条

この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

（附則）

この規程制定時に活動中の委員会（委員など含む）はこの規程により設置されたものとする。

この規程は、平成〇年〇月〇日から施行する。